

高圧ガス製造計画書（一般則・液石則）

1. 製造の目的

(例) 自動車用エアコンの冷媒用として、フルオロカーボン類 R32(特定不活性ガス)を充填するため、高圧ガス製造施設を設置し、高圧ガス製造事業を行う。

2. 製造するガス名

(例) 水素、炭酸ガス、液化石油ガス

3. 製造の方法

(例) 貯槽の液化窒素ガスを蒸発器（公称能力 50 kg/h）により気化し、それを圧縮機によって 14.7MPa まで昇圧し、容器に充填する。

4. 処理能力・貯蔵量

(1) 各製造施設の処理能力

ガス種	製造施設名	処理能力 (N m ³ /日)
(例) LPG	ガススタンド	500
合 計		

(2) 処理能力の計算（別紙 可）

(例) 圧縮機の公称能力 $W = 10 \text{ N m}^3/\text{h}$

※処理設備の公称能力の算定については、性能曲線、実証データなどに基づく資料を添付すること。

一般則第2条第1項第18号ロにより 処理能力 $Q = W \times 24 = 10 \times 24 = 240 \text{ N m}^3/\text{日}$

(次ページに続く)

(3) 製造施設に係る貯蔵量

ガス種	貯蔵設備名	貯蔵量 (kg・m ³)
(例) 窒素	貯槽	9,000kg
合 計		

5. 省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項 (添付資料等にまとめること。)

6. その他 特記事項※

※高圧ガス製造設備を移設する場合や高圧ガス機器の一部が KHK の詳細基準事前評価品といった特段の事項があれば記載すること。

(例) 当該高圧ガス製造設備は〇〇会社△△事業所より移設する設備である。

当該設備の使用の経歴や保管状態の記録 (定期自主検査記録や保安検査記録 等) は別紙のとおり。